

全建労発第 19 号
令和 7 年 7 月 10 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

坑内労働の経験がある女性技術者の健康データに関するアンケート調査
への協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、女性の坑内労働は、労働基準法の中で「女性労働基準規則」として規定され、女性技術者については、平成17年改正、平成18年施行されるまで従事することができず、また、女性技能者については、今もなお規制が続いている状況です。

今般、女性技能者の職域拡大を目指した取組の中で、現況資料作成を目的としたアンケート調査の実施について、公益社団法人土木学会より協力依頼がありました。

つきましては、大変恐れ入りますが、貴会会員企業の方々に対し、本調査をご周知いただき、調査へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査でご回答しにくい項目もございますので、貴会会員企業の方々からお問い合わせがある場合には、お手数おかけ致しますが、全建労働部をご案内いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

回答方法につきましては、7月31日（木）までに次の【アンケートフォーム】（Web調査）の設問よりご回答いただきますようお願い致します。

【アンケートフォーム】 <https://forms.office.com/r/2DDBVTU9K7>



（担当：労働部 山崎（直）、浜崎）
（全建労働部連絡先：03-3551-9396）

2025年7月吉日

(一社) 全国建設業協会 御中

(公社) 土木学会 DEI 委員会
委員長 米山 賢

坑内労働の経験がある女性技術者の健康データに関するアンケート調査への協力願い

平素より、建設産業における女性活躍・定着促進の活動にご支援・ご協力を賜り感謝申し上げます。

会員企業に所属する女性技術者の皆さまの中には、山岳トンネル工事現場やシールドトンネル工事現場でご活躍の方がいらっしゃるものと存じます。

2006年の労働基準法改正、翌2007年施行により、管理監督業務に従事する女性技術者の入坑が認められ、トンネル工事に従事する女性技術者が増えている一方、女性技能者については未だ入坑(坑内労働)が禁止されたままです。

今般、女性技能者の職域拡大を目指して、坑内労働に関わる法規制緩和に向けた取り組みを行っているところですが、労働基準法制定時(1947年)の規制の背景には、母性保護の観点があることを踏まえて、2007年以降に坑内労働を経験した女性の健康データを収集・分析したく考えております。

つきましては、貴社の女性技術者のうち、坑内労働(山岳トンネル工事やシールドトンネル工事)に従事した経験がある方の健康データについてアンケート調査にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

なお、回答頂いた情報は、法規制緩和に向けた働きかけを行うための、女性技術者の現況資料作成に使用します。資料を公表する場合は、統計処理し、個別社名が特定されない形式と致します。

問合せ先：(公社) 土木学会 DEI 委員会

E-mail：dandi@jsce-ml.jp

担当：竹之内・阿部

回答はこちらから：<https://forms.office.com/r/2DDBVTU9K7>

アンケート期限：2025/7/31

※わたしたちの活動についてはこちらをご覧ください。

[土木学会 DEI 委員会 https://committees.jsce.or.jp/diversity/](https://committees.jsce.or.jp/diversity/)

[坑内労働検討WG | 土木学会 DEI 委員会 https://committees.jsce.or.jp/diversity/node/90](https://committees.jsce.or.jp/diversity/node/90)

坑内労働の経験がある女性技術者の健康データに関するアンケート調査

1. 貴社名を教えてください。
 - * _____
2. 貴社が所属する関係団体を教えてください。
 - * 日本建設業連合会
 - * 全国建設業協会
 - * 全国中小建設業協会
 - * 日本測量協会
 - * 日本トンネル専門工事業協会
 - * その他
3. 2007年の規制緩和以降、坑内労働の経験がある女性の人数を教えてください。
 - * _____人
4. 坑内労働の経験がある女性の主な業務を教えてください。
 - * 施工管理
 - * 測量
 - * 調査・研究
 - * その他
5. 坑内労働の経験がある女性のうち、一般定期健康診断の胸部 X 線検査において、所見があった女性の人数を教えてください。
 - * _____人
 - * 不明
6. 5に該当する女性の二次検査データの有無について教えてください。
 - * 有
 - * 無
 - * 不明
7. 6で「有」と回答した方に伺います。匿名性を担保したうえで、二次検査データの提供にご協力いただくことは可能ですか？
 - * 協力可能
 - * 協力できない
8. ご回答内容についての問い合わせ先を教えてください。（ご担当者さまのお名前 または部署名）
9. 問い合わせ先メールアドレス
10. 女性技能者の坑内労働規制緩和を目指した活動の一環として、坑内労働を経験した女性技術者に、ヒアリングや意見交換の実施を予定しています。もしお願いした際、ご協力いただけますでしょうか。
 - * はい
 - * いいえ
 - * 内容によって検討する

以上
ご協力ありがとうございました。

寄稿

法規制の緩和に向けて

須田久美子(建設産業女性定着支援ネットワーク幹事長)

鉄筋工やコンクリート圧送工などの専門工事業で活躍されている女性技能者の方々から、トンネル坑内の労働が禁止されているため悔しい思いをした経験があるとの訴えを頂いております。働きがいを感じて建設の現場で働き続ける彼女達が、法規制により就労機会を失うことは誠に残念です。

昔はトンネル現場の坑内環境や安全対策など他の分野の業務に比べて安全衛生上の課題があったことは理解していますが、現在は、国と業界の努力によって飛躍的に改善していると思います。雇用者と労働者が双方の意見を出し合い、一体となって法規制緩和に向けた働きかけを継続して行っていききたいと思います。



関係者が学び、意見を交換した公開討論会(2019)

坑内労働検討WG(D&I委員会)

土木学会では2017年に坑内労働検討WGを立ち上げ、女性技能者の坑内労働規制緩和を目指して、関係機関や諸団体との意見交換、公開討論会開催などの活動を行っています。これまでに発信してきた論説や討論会開催報告もぜひご参照ください。



坑内労働検討WG

土木学会 ダイバーシティ・アンド・インクルージョン推進委員会
JSCE Diversity and Inclusion Promotion Committee
<https://committees.jsce.or.jp/diversity/>

2024年9月1日発行 / September 1st, 2024

編集: アトリエ言葉

女性の坑内労働規制の変遷

- 1947 労働基準法制定【全面禁止】
- 1950
- 1960
- 1970
- 1980
- 1985 労基法・女性則改正【例外規定】
「医療」「取材」等、臨時の必要業務
- 1990
- 1994 女性則改正【例外の範囲拡大】
「高度の自然科学研究」を追加
- 2000
- 2006 労基法・女性則改正【規制緩和】
「技術者」を規制対象から除外
- 2010
- 2017 土木学会坑内労働検討WG発足
- 2020

「技術者」と「技能者」 "Engineers" and "Technicians"

技術者は、現場で主に計画や管理の業務を行う。

技能者は、特定の技能を駆使して現場での作業や機械操作に携わる。例えば重機オペレーターなど。

Engineers mainly perform planning and management tasks on-site.

Technicians are involved in on-site work or machine operation using specific skills, e.g. heavy machinery operators.

土木 D&I 2.0 Civil Engineers' D&I 2.0

ステップアップのための場とツールをつくる
Creating Places and Tools to Realize

Vol.5 トンネル工事と女性
Vol. 5 Tunnel Labor and Women



ご存知ですか？ 日本における女性の坑内労働規制

Did you know the restrictions
for women working in tunnels in Japan?

言い伝えではなく法律

Not by superstition or custom, but by law.

日本では長らく、女性がトンネルの工事に従事すること(坑内労働)や、見学であっても現場に入ることは望ましくないとされてきました。これは山の神などの言い伝えだけではなく、戦後に定められた労働基準法の中で「女性労働基準規則」(女性則)として規定されています。

In Japan, it has been considered undesirable for women to engage in tunnelling construction or even to visit those sites. It was not only due to superstition, but stated in the “Rules for Women” stipulated in the Labor Standards Act, which was established after World War II.

2007年、女性技術者に解禁

Bar was lifted for women engineers in 2007.

労働基準法の女性則は度々改正されます。1994年には医師や看護師、取材、研究等の目的での臨時的な入坑が認められるようになりましたが、技術者への規制は続きました。土木技術者女性の会に寄せられた当事者の相談を発端に、経済・業界団体が政府に要望を出すなどして2006年に技術者への規制を解く改正が実現、2007年に施行されました。

The Rules for Women have been amended several times: in 1994, temporal visits were allowed for doctors, nurses, news reporters, and academic researchers, but the restrictions on engineers were maintained. A consultation by a women engineer with the Society of Women Civil Engineers led to economic and industry groups submitting a request to the government. This resulted in the act’s revision in 2006 and came enacted in 2007.

女性技能者への規制は続く

Women technicians are being banned.

トンネル工事の施工技術や作業環境が格段に向上した現在でも、女性技能者は坑内労働に従事することはできません。世界銀行の「女性・ビジネス・法律レポート」での日本の評価が低い原因とも言われています¹⁾。法改正のハードルは高いですが、D&I委員会では坑内労働検討WGを中心に、引き続きこの問題に取り組みます。

Even today, when construction techniques and work environments have improved dramatically, women technicians are still not allowed to work at tunnels under construction. A researcher points out that this is one reason for Japan’s low rating in the World Bank’s Women, Business and Law Report. The D&I Committee continues to work on this issue, by appointing a working group.

1) 三浦まり:さらば、男性政治, 岩波新書, p.51, 2023.

山岳トンネル工事の現在

阿部友美((株)奥村組東北支店土木部)

私が初めて山岳トンネル工事に従事したのが2013年。当時は「めずらしいね！」と声をかけられたものですが、今ではそう言われることもなくなりました。技術革新に伴い、坑内でも最新機器が活躍する昨今、照度が確保され、防じん対策が施されて、かつて肉体労働と呼ばれた作業も劇的に変化しています。トンネルに興味・関心をもつ女性技能者が、共に工事に携われるようになることを望みます。

阿部さん出演のD&Iカフェトーク
第57回「トンネルと私」(YouTube)も
合わせてご覧ください



D&Iカフェトーク視聴者アンケートから

第57回「トンネルと私」に寄せられた感想

“女性技術者がトンネルに入ることができるようになったのが2006年であったこと、女性技能者にはまだ制限があることを初めて知りました。”

“法改正によりトンネル現場で女性技術者が活躍していることは素晴らしい。”

“女性技能者にまだ制限が残っている理由を知りたいです。”

“やりたくてもやれない仕事や現場が他にもあるのではないかと、なくすよう意識しなくてはいけないと思いました。”

坑内労働に関わる現場から

Voices from the fields

危険な作業は減ってきている

野崎正和((一社)日本トンネル専門工業協会会長)

坑内作業には、削岩機を使った掘削作業以外にも、ダンプやトラックミキサの運転手、各種トンネル施工機械のオペレーターなど様々な職種がありますが、機械化が進んできたことからトンネル特有の危険な作業は減ってきているのが現状です。

トンネル工事現場で働く女性技能者の中には、坑内で仕事をしてみたいと言う方もいます。我々としても、女性オペレーターが機械を操作してトンネルを掘れるようになることを希望しています。

女性技能者の規制解除に期待

日本トンネル専門工業協会 会員企業男性社員

10年ほど前、山岳トンネル現場で女性技術者と一緒に働くことになりました。山奥(僻地)、寄宿舎生活(不自由)、男の仕事場(歪んだ特権意識)、山の神の嫉妬(迷信)など、マイナスイメージが定着していましたが、彼女はそれを見事に払拭、打破してくれたと思います。

今後、女性技能者の入坑規制が解除され、現場にさらなる活気があふれることを期待しています。トンネル専門工事に勤務して30余年になる私の目標は、女性技能者で覆工班を編成すること。ぜひ実現したいものです。